

## 中国:オリンピック・カウントダウン 破られた約束

China: The Olympic countdown – broken promises

アムネスティ・インターナショナル 2008 年 7 月

ASA 17/089/2008

抄 訳

抄訳版作成

社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

101-0054 東京都千代田区神田錦町 2-2 共同ビル(新錦町)4F

TEL. 03-3518-6777 FAX. 03-3518-6778

<http://www.amnesty.or.jp/>

## 中国:オリンピック・カウントダウン 破られた約束

北京オリンピックまで2週間をきり、2001年に北京のオリンピック招致が決まった際に中国政府自身が宣言した人権の公約について、その進捗状況を評価する時期にきている。2008年4月1日にアムネスティが発表した報告書以来、これらの公約を果たすだけの進捗があるとは言えない。

北京でオリンピックが開催されるがゆえに、人権擁護活動家、ジャーナリスト、弁護士などへの弾圧は激しくなった。中国当局は、世界に向けて「安定」と「調和」をアピールするために、政府に対する批判者への弾圧を強め、五輪に向けて人権などの問題を訴えようとする人びとの拘禁と懲役刑につながっている。

チベットおよびチベット人が多く住む近隣地域での抗議行動やその後起こった弾圧と当局によるメディア統制は、長期にわたって解決をみない基本的人権の侵害のみならず、報道に対する検閲という問題を浮かび上がらせた。アムネスティは、中国当局がチベットにおいて、民族的出自を理由に標的とされた漢民族個人の生命や財産を暴力から守る義務があることを理解している。しかし、当局の対応は秩序を回復する必要性を超えたものであったとアムネスティは考える。

2008年6月、当局は3月の暴動に絡んで拘禁していた1315人のうち、1157人を釈放したと発表した。また、6月19日と20日に裁判所が「処罰」を下し、暴動に絡んで処罰されたのが合計42人となったとも表明した。さらに116人が裁判を受ける予定であったとした。しかし、今日に至るまで、抗議行動に関連して殺害されたり、負傷したり、あるいは拘禁されたりした人びとの名前などの詳細は、公開されていない。報道関係者は事実上同地域での取材を禁止されており、国連の専門家や独立した調査団による調査もなされていない。

対照的に、中国当局は四川省の大地震の際には報道に対して比較的自由な行動を許した。しかし、四川省の住民たちが地元政府の説明責任を訴えて抗議行動を起こすと、報道への統制は強まり、何人かのジャーナリストは同地域での取材を阻まれ、また抗議行動を記事にしようとして拘束された。地元当局はさらに、地震対策への不満を中央政府に請願しようとした者たちが北京に行くことを阻止した。

国際オリンピック委員会(IOC)は、オリンピック開催準備に関連する中での人権侵害についての懸念を公言することについて、消極的な姿勢を示している。2008年7月8日、北京を訪問したIOC2008年北京オリンピック調整委員会のハイン・フェルブルッゲン委員長は、中国政府が五輪の準備状況について「ゴールド・スタンダード(最高水準)」と評した。競技開催中の放送の自由の重要性をほのめかす一方、フェルブルッゲン委員長はオリンピック準備に関連した人権侵害についてまったく言及しなかった。

IOC がとった人権に関する非公開のアプローチは、意味のある結果を生み出していない。各国政府による国際

的な圧力も不十分なままであり、結果として、抑圧と迫害で特徴付けられる雰囲気の中でオリンピックを開催することは容認できるというメッセージを送ってしまった。オリンピック後、国際社会の監視が少なくなれば、深刻な人権侵害が続くか、あるいはよりひどくなる危険があるだろう。

## 死刑 --- 改革は歓迎するが、限定的にとどまっている

中国の裁判所は毎年、数千人が死刑判決を受け執行されているが、死刑判決を受けた人びとは国際人権基準に合致した公正な裁判を受けていない。具体的には、迅速に弁護人をつける権利の欠如、無罪推定の欠如、司法における政治的介入、拷問によって得られた証拠の採用などが挙げられる。

中国政府は、死刑廃止にまだ機は熟していないと言いつつ、国際社会に向けては繰り返し、その究極の目標は死刑の廃止であると宣言している。

以下は、北京オリンピックに向けて中国政府が死刑に関して講じた対策の概要である。

- ・ 2007年1月1日、人民最高法院(SPC)が、死刑判決数を減らし、冤罪を防止することを目的に、すべての死刑判決を審査・承認する役割を再開した。2008年前期、高等法院が認めた死刑判決のうち、約15%をSPCが却下したと言われている。
- ・ SPCはまた、2006年7月1日以降、死刑判決に関する上告の審理は公開法廷で行うべきという判断を下した。
- ・ SPCによる再審理手続きは不明瞭で、多くの弁護士が再審理法廷に出ることができないと苦情を申し立てている。こうした苦情に対し、SPCと司法省は、2008年5月21日に新たな規則によって、再審理手続きにおいて弁護士が果たす役割についてのセーフガードを設けた。実際にどのように運用されるか、今後注視しなければならない。
- ・ 2007年3月、指導的な司法機関によって共同指令が出され、司法諸局は死刑判決申請について慎重になり、被疑者の法的権利を保護し、死刑囚が判決確定後に家族と面会する権利を保証することを要請した。
- ・ 2008年1月、中国政府は薬物注射による死刑執行を増やす予定だと表明した。アムネスティは薬物注射による死刑執行が罰の残虐性を緩和させず、また、医療専門家が執行に関与することになるが、これは国際的な医療倫理と矛盾するものである。
- ・ アムネスティは、薬物注射による死刑執行が、移植目的で死刑囚から臓器を摘出することを助長させるこ

とになると、懸念を表明してきた。2007年5月1日から施行された新規則は臓器売買を禁止し、臓器は、ドナーが書面で合意した場合のみ摘出できると明記している。しかし、死刑囚からの臓器摘出については明確な表記がない。2007年10月、中国医療協会は、拘禁されている囚人やその他から臓器を摘出しないと決定した。これは、死刑囚による「自発的」な、あるいは家族の合意がある限り、死刑囚は移植用臓器の適切な供給源だとする中国政府による従来の発言とは矛盾するものである。しかし保健省は、報道によると、今後5年間は臓器の供給源であり続けるだろうと語っている。

- ・ 中国政府関係者は、SPCによる再審理手続きによって死刑判決と執行は劇的に減少したと語った。しかし、死刑に関する国家統計はいまだに機密扱いであり、そのため、改革による影響を客観的に評価することを不可能にしている。
- ・ 複数の議員は、非暴力の犯罪を含め、死刑の対象となる犯罪の種類の数について懸念を表明している。中国政府は、北京オリンピックに向けて死刑対象の犯罪の数を減らすことにまったく取り組まなかった。それどころか、SPCは2007年の司法解釈によって、致命的な結果をもたらすことのない場合でも、特定の犯罪において個人が死刑判決を受ける可能性を増大させた。
- ・ 国際麻薬乱用・不正取引撲滅デーの2008年6月26日、中国メディアは6人の「重要な麻薬ディーラー」の死刑が執行されたと報じた。SPCは、「麻薬取引の取締りを強く支持し、死刑判決に十分な証拠を提出できる裁判所のいかなる判決をも承認する」と語った。

## 裁判なしの拘禁 --- 改善なく、さらに後退

中国政府は、依然として懲罰的な行政拘禁に依存し、平和的に請願を訴える者や人権擁護活動家などを拘禁している。警察は、起訴も裁判も、司法審査もない状態で、こうした懲罰を科す権限を与えられている。このような裁判なしの拘禁制度は、中国も署名した自由権規約(ICCPR)の公正な裁判を受ける権利に反し、また、オリンピック憲章に謳われている「人間の尊厳」の概念とは相容れないものである。

中国政府はこうした制度を改革するどころか、「労働を通しての再教育(RTL、労働教養)」や「強制的麻薬リハビリテーション(EDR)」として知られる懲罰的行政拘禁の拡大を拡大するために、北京市のオリンピック招致を利用した。この中で警察は、とりわけ政府に対する請願者や人権活動家を標的とし、オリンピック開幕に向けて北京市内を「浄化」しようとした。

- ・ 2006年5月8日、北京市当局は、オリンピックに向けて市内からさまざまな「違法行為」を管理し「浄化」するために労働教養を採用することを決定した。

## 中国:オリンピック・カウントダウン～破られた約束～

Amnesty International July 2008

AI Index; ASA17/089/2008

- ・ 2007年2月7日、北京市公安局(PSB)は、麻薬取締り対策のターゲットを娯楽施設から麻薬使用者個人に変えるという理由で、2008年には労働教養の適用期限を6カ月から1年に延長することを発表。
- ・ 2007年9月、北京近郊に秘密拘禁施設が建てられ、請願者を強制的に出身地へ移送する前に拘禁しているという報道が複数あった。中には拘禁施設の環境は劣悪で、刑務官がしばしば被拘禁者に暴力を振っているという報道もあった。
- ・ 2007年12月、69人の著名な学者が労働教養の廃止を訴え、共同で全人代に手紙を送った。しかし、長く期待された、労働教養に代わる法律は全人代で草案のまま残されており、当面、公布される見込みはない。
- ・ 2008年1月、北京警察は、「オリンピック開幕を控えて天安門広場と長安街での不法な活動を排除する」新しいキャンペーンを立ち上げた。
- ・ 2008年6月、上海警察は活動家と請願者らに、毎週警察に出頭して報告する市当局の指令に基づく通知書を送った。何人かは短期間、勾留された。新たな規則は、請願者や活動家が許可なく上海市を離れることを禁止し、オリンピック終了までに彼・彼女らが外国人と話したり北京市を訪れたりすることに対して警告するものだった。香港の人権・民主化情報センターによると、新規則は2008年4月1日から10月31日まで有効で、「北京オリンピック期間中の社会秩序を維持するため」であり、違反したものは「警告されるか拘禁されるか、あるいは犯罪容疑で罰せられるか」になると書かれている。
- ・ 同月、他の地方政府当局も、請願者らに対して北京に行かないよう警告を発した。例えば浙江省麗水市の政府当局と警察は、「地方および中央政府への請願者ゼロ」のために7月から9月まで市内から出ることを禁じた。

### 個別事例

- ・ 中国北東部の黒龍江省北安で長年活動している劉傑(Liu Jie)は、労働教養の廃止要請を含む政治・司法改革の推進を第17回共産党大会で指導者らに呼びかける公開書簡を組織した後、2007年11月にチチハル市内で18カ月の労働教養を科され、現在も拘禁されている。2008年5月、劉傑はチチハルの労働教養施設からハルビンの麻薬リハビリセンターに移送された。地元の情報筋によると、同リハビリセンターでは1日14時間の労働が課されている。
- ・ 土地問題に取り組む活動家の王玲(Wang Ling)、王桂林(Wang Guilin)、于長武(Yu Changwu)はそれぞれ別件で警察に逮捕され、労働教養を科されている。3人の拘禁状況については不明である。アムネスティは、3人は平和的に人権擁護活動を行って拘束された良心の囚人であると考え、即時・無条件の釈放を要

請している。

## 中国人活動家 - 人権擁護活動で嫌がらせを受ける

多くの人権活動家は、政治的動機による裁判によって拘束、起訴、投獄されている。他にも「自宅軟禁」として監視下に置かれている活動家もいる。

北京オリンピックが近づくにつれて、中国における人権問題を明らかにしようとし、政治的に微妙と見なされる政策を批判してきた活動家たちが深刻な人権侵害の危機に直面するようになった。こうした人権擁護活動家は北京オリンピック前の「浄化」の対象となり、中国当局による嫌がらせを受けている。

警察は管理・監視・恣意的な拘禁を活動家の家族に対してあからさまに行い、より強い圧力をかけようとしている。

中国当局は刑法のいくつかの規定を、政府批判者を抑圧するために政治的に利用している。「国家転覆」、「国家機密漏洩罪」といった分類の罪状で、正当で平和的に人権活動を行う人びとが起訴されている。起訴された活動家の多くは弁護士や法律関係者であり、「法の支配」を保障し人権を擁護するために重要な役割を担っている人びとである。

2008年5月、北京を中心に活動する弁護士の滕彪(Teng Biao)と江天勇(Jiang Tianyong)が弁護士免許の更新を拒否された出来事は、中国人弁護士の脆弱な立場を浮き彫りにしている。2人は、18人の弁護士が連名する、最近の暴動で逮捕されたチベット人のための無料弁護を引き受けたいと申し出る2008年4月3日付けの公開書簡に署名した。このうちの1人の弁護士によると、中国当局は、弁護士とその事務所に対して、チベット問題に関与しないよう警告していた。6月の終わりに江天勇の弁護士免許は更新されたが、滕彪の免許はまだ更新されていない。

## 個別事例

- ・ 胡佳(Hu Jia) は2007年12月に警察によって拘束された後、2008年4月3日に3年半の実刑を言い渡された。胡佳は2007年11月に欧州議会の公聴会にウェブ・カメラを通して参加し、オリンピック開催前に人権状況を改善するという約束を政府が守らなかったと主張した。また彼は、海外のジャーナリストとともに政府に対する見解について論文を作成し、弁護士であり活動家の高智晟(Gao Zhisheng)や居住権問題に取り組む葉国強(Ye Guoqiang)が置かれている状況について言及した。実刑判決はこうした行為が「国家転覆扇動罪」にあたるとした。判決文はまた、胡佳が海外のメディアの取材を受けたということが「国家権力

転覆」にあたる「罪」であると示している。

胡佳は現在、B型肝炎による肝臓の病気を患っている。病気を理由に仮釈放を求めているが、認められていない。家族は薬を差し入れることも許されていない。

同じく人権活動家であり胡佳の妻である曾金燕(Zeng Jinyan)は、胡佳の母親と生まれたばかりの娘とともに2008年6月5日と7月9日に、胡佳が収容されている刑務所を訪れた。曾金燕らは胡佳とガラス越しでしか話すことができなく、胡佳の顔色が悪いのが気になったという。胡佳の親戚によると、胡佳は独房に入れられているが指名された他の4名の囚人によって監視されているという。現在、彼は強制的に働かされてはいないが、「再教育」という名の下での「治療」を強制されている。その「治療」の中には、「再教育の歌」を強制的に歌うことも含まれている。

- ・ 土地問題に取り組む活動家の楊春林(Yang Chunlin)は、「オリンピックではなく人権が欲しい」と謳った横断幕を使って請願を集めたために「国家転覆扇動罪」で5年の実刑判決を受けた。楊春林はいまだに刑務所に移送されておらず、警察署内の勾留施設で拘禁されている。2008年3月、楊春林に接見した弁護人によると、楊春林は拘禁施設内の警察官の行動を批判したために殴られ、そのために眼を負傷した。楊春林が家族と会うことを初めて許されたのは2008年7月10日で、警察による逮捕から実に1年が経過していた。

## 報道とインターネットの自由 約束は守られなかった

オリンピックを1カ月前に控えた2008年7月8日、中国当局は北京オリンピックのためのプレス・センターを3つ開設した。同日、国営中国中央テレビは、北京オリンピックの生中継で視聴者に「ありのまま」を伝えるため、通常の放送で設けている時間差の撤廃を発表した。

中国における現在の報道の統制と検閲体制を見ていると、中国当局は北京オリンピックの開催中に、政府にとって不適切だと思われる映像の放映を妨害するのではないかという危惧が残る。新しいメディア規制の導入によって、海外のレポーターが中国においてニュースを伝える自由が増えたにも関わらず、取材の際に妨害を受けたことがあるとの報告が多々ある。中国外国特派員協会(FCCC)は2007年に妨害を受けたケースは180件ほどであると記録している。2008年7月までにこの数字は230まで増え、この数字の中には、チベットにおける暴動後の40件と5月の四川大地震後の12件が含まれている。

「アイルランド・タイムズ」のジャーナリストであるクリフォード・コーナンと同伴したカメラマンが、取材中に中国当局によって妨害を受けたという出来事がある。これは、四川大地震で子どもを失った両親の自宅でコーナンらが両親に取材をしている最中に私服警官がやってきて、家からコーナンらを追い払ったという。さらに警察はカ

メラマンに、撮った写真を消すよう促し、コーナンらが撮影できないように嫌がらせを行った。

## 個別事例

- ・ 師濤(Shi Tao)は、天安門事件 15 周年記念日の期間中に報道が扇動して社会不安を引き起こさないように警告する、中国共産党の内部指令書に関連した内容のメールを送信したことによって逮捕され、現在も 10 年の刑に服している。2008 年 5 月に師濤が収容されている刑務所を訪れた師濤の兄によると、拘禁施設における師濤への処遇は良くなっていると述べている。師濤は、労働を強いられることはなく、新聞を読みラジオを聴くことを許されている。また、師濤の母親の高琴声は、裁判の不当性を訴えて再審を求めたが 5 月に最高人民法院はそれを却下した。さらに高琴声は、師濤の体調不良を理由とした仮釈放の要請を出したが、刑務所当局はそれを却下した。刑務所当局は、師濤は刑務所で十分な医療を受けていると強調している。

## オリンピック開催中の海外からの訪問者 権利は規制されるのか？

北京オリンピック組織委員会(BOCOG)は 2008 年 6 月 2 日、オリンピック開催期間中の外国人(選手や政府関係者を含む)の出入国に関する指針を発表したが、その内容は外国人の表現の自由を脅かすものであった。

指針は次のことを外国人に禁止している。すなわち、「国家の安全を脅かすこと」、「社会の利益や権利を奪うこと」、そして「社会秩序を混乱させること」である。外国人はさらに、「転覆」にあたる行動を禁止されている他、「国家利益に危険を脅かす」と考えられる活動も禁止されている。外国人は、中国の政治・経済・文化または道徳に危害を与える印刷物や DVD を含んだあらゆる資料を中国に持ち込むことを禁止されており、中国の「国家機密」に関係する資料を持ち出すことも禁止されている。

さらに禁止は続く。指針は、オリンピック開催施設においてスローガンや横断幕を外国人訪問者が掲示することを禁止している。この禁止条項は「デモおよび政治的・宗教的・民族的主張を五輪の開催地で行うこと」を禁止するというオリンピック憲章の規則 51.3 に基づいている。

2008 年 6 月 25 日、アムネスティは IOC に書簡を送り、IOC が BOCOG に直接、指針に対する懸念を喚起し、外国人に対する規制を設けた指針の抜本的な修正がなされることを保証し、指針が個人の基本的自由を奪うことに利用されないようにするよう要請した。

アムネスティは、IOC2008 年北京五輪調整委員会のフェルブルッゲン委員長と IOC のジャック・ロゲ会長が、オ

オリンピックのために中国を訪れる人びとの表現の自由を擁護すると発言したことに注目する。

このような意見は、IOCによって2008年5月6日に発行された「オリンピック憲章:規則51.3の解釈に関する指針」の параグラフ1にも反映されている。これは、「オリンピックに参加する者が個人の意見を述べることも、もちろんあり得るであろう」とはっきりと記述している。しかしアムネスティは、オリンピック参加者の行動は、「主催国の法律に従う必要がある」という指針の параグラフ4の記述を危惧している。中国における現在の表現の自由に対する規制は、国際人権基準とはかけ離れており、パラグラフ4のような記載は、本質的にパラグラフ1と矛盾している。

指針はさらに、規則51.3の適用範囲を「式なオリンピックの認定が必要であるすべての場所」と定義している。アムネスティは、この範囲は競技を実際に行わないオリンピックの報道および放送センターといった、選手や関係者が独自の意見を表明することが許されるべき場所を含むのかどうか明らかにするべきだと、IOCに尋ねている。

## 結論と勧告

いくつかの重要な法的・制度的改革があったにもかかわらず、中国当局は結局のところ、人権状況を改善するという自らの公約を果たさなかった。事実、中国政府は、深刻かつ広範囲にわたる人権侵害を引き起こす慣行や政策を強化し継続させるための方便としてオリンピックを利用したのである。

中国における死刑の適用の減少や、海外メディアに対する規制緩和は歓迎するが、それらは弱い構造と、実際に効力を発揮する力に欠けているという負の面を持っている。

他の領域では、オリンピックの準備段階における政府発表の公式な政策が人権状況の悪化を引き起こしているという事実がある。国内の人権擁護活動家に対する当局の処遇は、その政府が人権を尊重しているかどうかという重要な尺度となる。しかし、中国において、弁護士やジャーナリストを含む人権擁護活動家に対する恣意的拘禁や暴行、嫌がらせは、オリンピック開幕が近づくにつれて増えている。それらの人びとの多くは現在、刑務所で拘禁されており、口を封じられている。「労働教養」の廃止を求める国内外の取り組みがあるにもかかわらず、中国当局は人権擁護活動家や請願者など「好ましくない人」を「浄化」するために北京オリンピックを利用してきた。

オリンピックの開幕まで時間がない中で、このような弾圧や迫害を止められるかどうかは、中国政府にかかっている。オリンピック開幕まで1カ月をきった2008年7月8日、アムネスティは、胡錦涛国家主席に対して、北京オリンピック開幕に向けて、人権公約の実現を求める要請書を書き、以下の5つの提言事項を開幕前に実施するよう要請した。

## 中国:オリンピック・カウントダウン～破られた約束～

Amnesty International July 2008

AI Index; ASA17/089/2008

1. オリンピック開催に関連し、平和的手段で自らの意見を表明しただけで拘禁されている葉国柱氏、胡佳氏、楊春林氏など、すべての良心の囚人を釈放すること。
2. オリンピック前の「浄化」と称して、請願者や人権活動家などを警察が恣意的に拘禁する措置を中止すること。
3. 死刑に関する全面的な国家統計を公表し、死刑が適用される犯罪 とくに非暴力の犯罪 の範囲を縮小するよう努力し、2007年12月18日に採択された国連総会決議62/149に沿って死刑執行を一時停止すること。
4. オリンピック招致時の「完全な報道の自由」を実現するという公約に基づいて、中国人および外国人ジャーナリストに対して中国のすべての地域への立ち入りを許可し、また自由な報道を認めること。
5. チベットにおける2008年3月の抗議行動の際に殺害され、また拘禁されたすべての人びと、とくに今も拘禁中と政府が公表している116人の詳細を明らかにすること。また、平和的な抗議行動に参加して拘禁された人びとが釈放され、他の被拘禁者が公正な裁判を受けられるように保証すること。

国際社会の圧力は、変化を手に入れるために重要なファクターである。この報告書の最後に、アムネスティ・インターナショナルは、改めて以下の点を各国政府とIOCに喚起する。

- 北京オリンピックが人権の負の遺産とならないように、オリンピックへの出席を予定している関係者を含む世界の指導者が、中国当局が上記の勧告に沿った緊急の行動をとるとようそれぞれの影響力を行使し、また懸念を公に表明するよう求める。とりわけ、中国で窮地におかれている個々の活動家について言及すべきである。問題点を断固かつ公式に表明できなければ、北京オリンピック開催前に起きている人権侵害を黙認しているととられるだろう。
- オリンピックの基本理念である「人間の尊厳」と「普遍的な基本倫理原則」を擁護し、中国にオリンピックの良き財産を残すために、IOCがその影響力を行使して中国当局に上記の勧告の実施を求めるよう要請する。IOCは上記の問題点を公式な場で表明すべきであり、特に中国国内で危機に晒されている活動家個々人について言及すべきである。
- 北京オリンピック組織委員会(BOCOG)が定めた、オリンピック開催中の外国人訪問者のための指針を修正するために、IOCが介入するよう求める。外国人訪問者の基本的自由を奪わないために抜本的に指針を修正するよう、当局に要請する。

## 中国:オリンピック・カウントダウン～破られた約束～

Amnesty International July 2008

AI Index; ASA17/089/2008

- オリンピック憲章規則 51.3 の範囲を明確にするためにIOCが努力を重ねたことは歓迎するが、矛盾する中国の規制に鑑み、アムネスティはIOCが次の点に取り組むよう求める。すなわち、オリンピック参加者が独自の意見を表明することもありえると強調したパラグラフ1と、オリンピック参加者の行動は主催国の法律に従う必要があるというパラグラフ 4 が明らかに相反している点について、IOCは対処する必要がある。IOCはさらに、規則 51.3 の適用範囲がオリンピック報道および放送センターといった、実際には競技を行わない場所も含むのかどうか、明らかにする必要がある。

報告書完全版(英語)は、アムネスティ・インターナショナル国際事務局のサイトでご覧になれます。

<http://www.amnesty.org/en/china-olympics>